

諮問番号：令和元年度諮問第33号

答申番号：令和元年度答申第33号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、原処分（生活保護変更申請却下処分）について、次の理由により違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 原処分は請求人の養女（以下「養女」という。）の教育を受ける権利を制約するものである。
- (2) 養女が通学する高等学校の宿泊研修（以下「本件研修」という。）に係る費用（以下「本件研修費」という。）についての保護申請は、学習支援費という費目に特定して支給を求めたものではないから、処分庁は生活保護法（以下「法」という。）や保護の処理基準などの全体を総合的に検討した上で判断すべきである。
- (3) 月額5,200円の高等学校等就学費基本額（以下「基本額」という。）では、本件研修費に不足することが明らかであるし、保護の処理基準上、基本額に教科内活動である本件研修費が含まれるとは解釈できない。
- (4) 現行の高等学校等就学費では高等学校における必要な学習のための費用を賄うことができないのであるから、処分庁は、実態にあった「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生労働省告示第158号。以下「保護基準」という。）や保護の処理基準を国に求める努力をしたり、厚生労働大臣が定める特別の基準を検討すべきである。
- (5) 貸付金やアルバイトで対応すべきとの処分庁の主張は、請求人世帯に新たな負担を強いるものである。

2 処分庁の主張の要旨

請求人から提出された要望書の記載内容から、請求人が学習支援費として本件研修費の支給を求めていたことは明らかであるが、処分庁は、本件研修費を支給し得る規定の有無を検討した結果、基本額で賄うべきであると総合的に判断し、原処分を決定したものであるから、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法並びに保護基準及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の

規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

- 2 基本額には、社会見学等の教科外活動費、芸術や体育で使用する教材費等も含めて算定されており、正規の授業で使用する教材であっても教材代の対象とならない経費については、基本額の中に含まれているものであるとされ、また、学習支援費は、課外のクラブ活動を行うための費用を対象とすることとされている。これを本件についてみると、本件研修は正規の体育の授業であって、課外のクラブ活動ではないことから、学習支援費の対象には該当せず、また、教材代が支給できる経費にも該当しないことから、基本額で対応すべきであるとした原処分の判断に違法又は不当な点は認められない。

請求人は前記第2の1に掲げる理由により、原処分は違法又は不当であると主張するが、同(1)の主張について、本件研修は必修科目である体育の授業として行われたものではあるものの、本件研修に参加できない場合は学校内における自習で対応することとされているから、原処分により養女の教育を受ける権利が侵害されたとまではいえないこと、同(2)について、処分庁は、学習支援費以外についても検討の上、原処分を行ったことが認められること、同(3)について、基本額には教科内活動が含まれ、また、教育を受ける権利は保護のみによって保障されるものではなく、不足分は他法他施策の活用などに努めるべきであり、それを前提に収入認定しない場合の取扱いが定められていること、同(4)について、保護は保護基準により行われるものであり、また、特別基準による認定に当たっても、事前に他法他施策の活用を図ることとされていること及び同(5)について、保護は利用し得るあらゆるものを活用することを要件として行われ、そのため他法他施策の活用を努めるべきであるとされた上で、収入認定しない場合の取扱いが定められており、処分庁が貸付金等の活用を求めたとしても、これをもって違法又は不当であるとはいえないことから、請求人の主張はいずれも採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年1月6日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として（法第4条第1項）、保護基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において

行うものとされ（法第8条第1項）、保護基準によると、高等学校等就学費としては、基本額、教材代、授業料、入学料、入学考査料、通学のための交通費及び学習支援費が掲げられている。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、学習支援費は、高等学校等に通学する生徒が課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合に、1学年ごとに保護基準に規定する額の範囲内において、必要の都度、必要な額を認定することとされている。

他方、月額制である基本額は、その算定において学用品費や通学用品費のほか社会見学等の教科外活動費、教材代の対象とならない芸術や体育で使用する教材費等が含まれており、また、教材代は、学校における正規の授業で使用され、当該授業を受ける全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器がその給付範囲とされている。

そこで本件についてみると、本件研修費は、正規の体育の授業に係る経費であることから、課外のクラブ活動を対象とする学習支援費の対象とは認められず、また、教材代が支給できる経費（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器）にも該当しない。したがって、本件研修費は、社会見学等の教科外活動費、教材代の対象外である芸術や体育で使用する教材費等も含めて算定された基本額により賄われるべきものとして原処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子